11　施行日前に旧雇保則第百三十三条第一項第一号ハに規定する一般職業訓練又は有期実習型訓練を実施する事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

12　施行日前に第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（以下「旧建労則」という。）第七条の二第一号ホに掲げるいずれかの措置の実施に係る届出を行った中小建設事業主に対する建設労働者確保育成助成金の支給については、なお従前の例による。

13　施行日前に旧建労則第七条の二第一号チの規定により建設労働者確保育成助成金の支給を受けることができることとなった職業訓練推進団体に対する建設労働者確保育成助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第八十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五十一条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の四の次に次の一条を加える。

（平成二十七年四月十日以後の障害者介助等助成金等の支給に関する措置）

第三条の五　第二十条の障害者介助等助成金（第二十条の二第一項第一号に係るものに限る。）については、平成二十七年四月十日以後に同号の規定により障害者介助等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対しては、当分の間、機構において支給しない。

2　第二十条の障害者介助等助成金（第二十条の二第一項第二号ホに係るものに限る。）については、平成二十七年四月十日以後に同号ホの規定により障害者介助等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対しては、当分の間、機構において支給しない。ただし、同日前に雇用している障害者に対し、同年七月九日までに同号ホに規定する医師の委嘱を行った事業主に対する支給であって、当該障害者に係るものについては、この限りでない。

3　第二十条の障害者介助等助成金（第二十条の二第一項第二号ヘに係るものに限る。）については、平成二十七年四月十日以後に同号への規定により障害者介助等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対しては、当分の間、機構において支給しない。ただし、同日前に雇用している障害者に対し、同年七月九日までに同号への規定により障害者介助等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対しては、当分の間、機構において支給しない。ただし、同日前に雇用している障害者に対し、同年七月九日までに同号ヘに規定する医師の委嘱を行った事業主に対する支給であって、当該障害者に係るものについては、この限りでない。

4　第二十条の障害者介助等助成金（第二十条の二第一項第二号トに係るものに限る。）については、平成二十七年四月十日以後に同号トの規定により障害者介助等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対しては、当分の間、機構において支給しない。ただし、同日前に雇用している同号トに規定する在宅勤務障害者に対し、同年七月九日までに同号トに規定する在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理の業務を担当する者の配置又は委嘱を行った事業主に対する支給であって、当該障害者に係るものについては、この限りでない。

5　第二十条の二の二の職場適応援助者助成金については、平成二十七年四月十日以後に第二十条の二の三第一項第一号又は第二号に規定する職場適応援助者による援助を実施することとした事業主に対しては、同日以後にこれらの規定により職場適応援助者による援助を実施することとされた障害者に係るものに限り、当分の間、機構において支給しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十八条第三項、第十九条第四項及び第二十一条第三項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十六条第二項及び第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令並びに労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十人」を「十九人」に改める。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「新型インフルエンザ対策推進室並びに」を削り、同条第二項中「、予防接種」の下に「（新型インフルエンザに関するものを除く。）」を加え、「、他課及び新型インフルエンザ対策推進室」を「及び他課」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

第二十六条の見出しを「（麻薬対策企画官及び薬物取締調整官）」に改め、同条第一項中「とする。）」の下に「及び薬物取締調整官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

3　薬物取締調整官は、命を受けて、麻薬等及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りに関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

第三十条の見出し中「及び主任労働保険専門調査官」を「、主任労働保険専門調査官及び過労死等防止対策企画官」に改め、同条第一項中「及び主任労働保険専門調査官一人」を「並びに主任労働保険専門調査官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人」に改め、同条に次の一項を加える。

6　過労死等防止対策企画官は、命を受けて、過労死等の防止のための対策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

第五十九条の見出し中「自立推進・指導監査室」の下に「並びに生活保護制度改革推進官」を加え、同条第一項中「自立推進・指導監査室」の下に「並びに生活保護制度改革推進官」を「特別医療扶助指導検査官」の下に「それぞれ」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　生活保護制度改革推進官は、命を受けて、生活保護に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関することを行う。

第五百十七条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第五百十九条第二号中「後世代に及ぼす影響に関する試験並びにこれらに」を「これに」に改め、同条第五号中「安全性試験結果の総合評価及びこれ」を「試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供（以下この号及び第五百二十五条において「化学物質の安全性に関する情報の収集等」という。）並びに化学物質の安全性に関する情報の収集等に必要な情報の調査並びにこれら」に改める。

第五百二十条中「四部及び一室」を「五部」に、「総合評価研究室」を「安全性予測評価部」に改める。

第五百二十二条中「こと」の下に「（安全性予測評価部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五百二十五条の見出し中「総合評価研究室」を「安全性予測評価部」に改め、同条中「総合評価研究室」を「安全性予測評価部」に、「安全性試験結果の総合評価及びこれ」を「試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集等及びこれに必要な情報の調査並びにこれら」に改める。

第七百九条中「管理課」を「年金審査課管理課」に改める。

第七百十条の二の二第一号中「医療課」の下に「、調査課」を加え、「規定するもの」の下に「（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。）」を加える。